第43回福島地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和6年2月15日(木)午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所 第1会議室

3 出席者

(委員) 石井美子、小川理佳、加藤亮(委員長)、菅野寿井、菅野宗徳、國分亮子、佐藤初美、保木本正樹、渡辺敏光(五十音順、敬称略)

(説明者) 岸浪民事首席書記官、後藤刑事首席書記官、橋本刑事訟廷 管理官、鴫原事務局次長、田母神総務課長、渡邊広報係長

4 議事

(1) 前回委員会 (テーマ:採用広報について) 以降の取組の報告 (田母神総務課長)

前回委員会のテーマ「採用広報について」に関して、採用広報活動の一環として、出前授業を行ったことや裁判制度に関する説明会や出前講義、裁判所見学の機会を捉えて裁判所職員の職種説明を実施したこと、裁判所見学内で職種説明を実施することができる旨を広報用チラシやウェブページに記載したこと等を報告した。

(2) テーマ「刑事事件における通訳人の確保及び育成について」

(橋本刑事訟廷管理官)

刑事事件における通訳事件の処理状況や通訳人の確保・育成状況について説明した。

(3) 意見交換の要旨

(委員)

- ①通訳人候補者の応募数は、全国や福島県内で毎年どのくらいか。
- ②説明中の通訳人候補者の研修は、全国・高等裁判所・地方裁判所 のいずれの単位で行われているのか。

(説明者)

- ①については、福島県内では、昨年3月頃に1人から応募があった。 全国での応募数は、統計がないので分からない。
- ②研修については、三つの研修が行われている。まず、(1)法廷通訳基礎研修は、従前は地方裁判所ごとに行われていたが、昨年4月から高等裁判所単位で実施されている。主催庁は毎年異なる。次に、(2)法廷通訳セミナーは、仙台、札幌の高等裁判所管内を一つの単位として行われ、仙台高等裁判所と札幌高等裁判所が交互に主催する。最後に、(3)法廷通訳フォローアップセミナーは、全国単位で行われ、東京高等裁判所と大阪高等裁判所が交互に主催する。

(委員)

- ①各研修の講師はどのような方が務めるのか。
- ②各研修の具体的な内容はどのようなものか。

(説明者)

- ①研修の講師は、ベテランの法廷通訳経験者と裁判官である。
- ②(1)法廷通訳基礎研修は、未経験又は経験が浅い通訳人候補者の通訳能力の向上を目的として行い、研修内容は、自白事件(被告人が、起訴された犯罪事実の全部または主要部分を認めている事件)の模擬通訳実習(裁判のシナリオに基づき、裁判官等が模擬法廷で演じるもの)である。(2)法廷通訳セミナーは、複雑困難ではない否認事件(被告人が、起訴された犯罪事実の全部または主要部分を認めていない事件)及びそれと同程度の通訳能力を要する事件の法廷通訳に対応できる通訳人候補者の育成を目的として行い、研修内容は、法廷通訳に関

する講義や模擬通訳実習、事例研究、座談会である。(3)法廷通訳フォローアップセミナーは、複雑困難な否認事件及びそれと同程度の通訳能力を要する事件の法廷通訳にも対応できる通訳人候補者の育成を目的として行い、研修内容は、法廷通訳に関する講義や模擬通訳実習、事例研究、座談会である。

(委員)

- ①通訳人候補者となる前に実施する面接は、全国のうち1か所の裁判所で行われるのか。
- ②一定のレベルの通訳人候補者を名簿に登載する趣旨で、試験のようなものは実施していないのか。

(説明者)

- ①面接は、地方裁判所単位で実施している。
- ②通訳人候補者名簿に登載される前には、福島県であれば、福島地 方裁判所の本庁で法廷傍聴をしていただいた後、面接と面接に引き続 く導入説明を実施している。

(委員)

- ①通訳人候補者の確保を目的とした広報活動については、外国語に 特化した大学等への働き掛けはしているのか。
- ②福島の裁判所では、通訳言語ごとに必要な通訳人候補者数を計画しているのか。

(説明者)

- ①については、外国語に特化した大学等には働き掛けをしていない。 福島大学や会津大学、市役所、国際交流協会には、留学生等への周知 を目的として、法廷通訳の広報用パンフレットを送付している。
- ②については、目標の数値があるわけではないが、現状、以下の三つの視点から、通訳人を確保する必要性があると考えている。(1)逮捕・

勾留段階で通訳した通訳人に公判手続での通訳を依頼するのは不相当であると考えられており、加えて、裁判所の通訳人名簿に登載されている通訳人候補者は捜査段階でも通訳人として手続に協力しているケースが多いこと。(2)公判手続において、証人尋問を長時間にわたって行うこともあり、一つの期日に複数人の通訳人が立ち会うケースもあること。(3)逮捕・勾留されたが起訴されない事件も相当数あり、勾留段階で通訳を依頼する件数は、先ほど説明した通訳人が関与した事件終局数以上にあること。

なお、通訳人のニーズについては、年度によって差があるのが現状である。ただ、近年はコロナ禍で外国人の日本への流入は少なかったが、今後は増加が見込まれるため、通訳人のニーズは高まることが予想される。通訳言語に対する通訳人候補者数の不足度を具体的に検討する際には前年度の起訴件数等を考慮するが、現状の福島県内の通訳人候補者数だと、東北全体の通訳人候補者数と比較しても十分ではないと言える。捜査段階で通訳した通訳人に公判手続での通訳を依頼することは不相当であると考えられていることや、裁判員裁判で連日開廷されるケースもあることも考慮すると、まず、通訳人候補者確保に向けた広報活動に力を入れる必要があると感じている。

(委員)

都市より地方の方が通訳人候補者となりうる通訳技術のある人物が少ないのではないか。その点、オンラインでの通訳は有用なのではないかと思うが、①福島でオンラインでの通訳を行ったことはあるのか。また、②オンラインでの通訳では、対面での通訳では生じない支障が生じるケースはあるのか。

(説明者)

①福島では、令和5年4月以降、公判手続において遠隔通訳(通訳

人の出頭しやすい裁判所と刑事手続を実施する裁判所を繋いだオン ライン通訳)は行っていない。

②については、一般的には、対面で通訳した方が好ましいと言われている。

なお、通訳人を付す三つの手続(勾留、公判、判決)での実情やニーズは、次のとおりである。

まず、公判手続と判決手続は、通訳人とも事前に期日調整ができる。 一方、勾留手続は、逮捕後、勾留手続を行うまでの時間的制約があり、 通訳人と事前に期日調整ができない。上記実情等はあるものの、私の 経験上、勾留手続の通訳人の確保が困難であるという理由も含めて遠 隔通訳を行ったことはない。

(委員長)

東北管内では遠隔通訳を実施した庁があり、支障は特になかったと 聞いている。

(委員)

海外の建築の仕事でコンサルタント業務などを受注する際には、建築分野の専門知識を備えた通訳者が必要になる。

東京等にはそのような通訳者を登録している人材派遣会社があるが、裁判所でも、派遣会社に所属していて通訳業に従事している人を 通訳人に選任することはできないのか。

(説明者)

具体的な事件で裁判所が通訳人を選任する場合には、通訳人候補者 名簿に登載されている方の中から選ぶ必要がある。

(委員)

通訳人候補者名簿には、通訳業を生業としない方と生業とする方の 両方が登載されているということか。

(説明者)

そのとおりである。

(委員)

通訳人候補者を辞める方もいるのか。

(説明者)

一旦名簿に登載された後、通訳人候補者を辞める方もいる。

転居を理由とする辞退の申出があった場合であれば、転居先でも引き続き通訳人候補者になっていただけないか意向確認した上で、転居 先を管轄する地方裁判所に取り次ぐケースもある。

(委員)

刑事裁判手続で通訳することの責任の重さや被告人と対面することの不利益を避けるために、通訳人候補者を辞めたい人はいないということか。通訳のやりがいを実感できれば、通訳人候補者の係属や応募に繋がるのではと感じた。通訳人候補者である方が、候補者になりうる方に対して通訳のやりがいをどのように伝えていけるかが重要なのではないか。

(委員)

通訳人候補者のつなぎ止めは、難しいと思う。検察庁でも、転居等、 身上関係の変更で通訳人候補者を辞める人はいると聞いている。

検察庁で通訳が必要となるのは、事件が警察から送られてきた後で 起訴するかどうかを判断するために行う、外国人の被疑者や参考人の 取調べの場面である。

通訳人候補者の確保については、検察庁では募集は積極的にしていない。検察庁には、県内の検察庁で通訳経験のある通訳人を登載した通訳人名簿がある。その名簿から、必要がある都度、依頼をする。名簿には、通訳人の伝手で紹介のあった通訳可能な人物も登載される。

検察庁でも、福島県内に限定すると、通訳可能言語は多くはない。 福島県内の通訳人名簿で対応ができない場合、全国版の名簿を検索して、他庁と連携しながら通訳を依頼している。

通訳人の育成については、検察庁でも研修を実施している。主催は法務省刑事局で、高等検察庁単位で実施される。研修内容は、刑事実体法・手続法や捜査通訳の留意事項に関して先輩の通訳人や検察庁関係者が講師となって講義をする他、少人数のグループ討議で通訳上の悩み等を話し合ってもらうこと等を通じてスキルアップを図っている。研修内容は検察庁にもフィードバックしてもらい、通訳しやすい取調べに活かしている。

また、検察庁にも遠隔通訳システムがある。少数言語の通訳人が遠隔地にいる場合等に利用している。コロナ禍において「長距離の移動はしたくないが、遠隔通訳システムを利用できるなら通訳を引き受けられる」という通訳人もいたと聞いている。私自身が遠隔通訳システムを使用したことはないが、通訳に支障はないと聞いた。慣れの問題もあるのかと思う。

(委員長)

通訳人によっては、「捜査段階の通訳は引き受けられるが、公判期 日の通訳はやりたくない」という方もいるのではないか。

(委員)

法廷通訳だと、法曹三者がそれぞれの立場から発言する難しさもあると思う。捜査段階の通訳だと、捜査する側が一方当事者としてレクチャーすることができる。

(委員)

弁護士としては、被疑者や被告人に接見する際に通訳人を依頼する ことがある。以前は国際交流協会を通じて依頼していたが、現在は法 テラスで作成している名簿を利用している。

通訳人の育成については、県弁護士会では研修等は行っていない。 (委員)

通訳人の謝金については、割に合わないという率直な意見が通訳人から出ることはあるのか。

(説明者)

通訳料は、公判手続段階でいえば、1回の期日あたり1万6000 円から2万円程度である。通訳料の他に日当と旅費を支払っている。 公判期日の時間枠は、自白事件の場合は1時間程度であり、否認事件 の場合はそれより長くなる。

相場として、裁判所の通訳料が高いのか安いのか評価しにくいが、 今までに通訳人から通訳料が安すぎると言われたりしたことはない。 (委員)

通訳料が割に合わないという意見については、やはり、通訳を通じて自己実現に繋がる等のやりがいをアピールしていくべきなのではないか。民事事件でも、刑事事件ほど多くはないが通訳を依頼するケースがあるので、考えていかなければならないと思う。

(委員)

通訳人が誤訳することもあるのか。訳をチェックするシステムはあるのか。

(説明者)

難しい専門用語が多用され、通訳の難易度が高い場合もある。通訳事件の公判手続は、裁判官や訴訟関係人が目配りをし、被告人の反応も見ながら進行している。被告人の様子等から誤訳が疑われる場合には、通訳人に通訳の趣旨を確認して、内容の是正を図ることになるだろう。

(委員長)

通訳事件の公判手続は、全件録音している。通訳人ができるだけ誤訳しないよう、訴訟関係人は通訳しやすい日本語を使用する、他の人の発言に被せて発言しないようにする等の心掛けをしている。

(委員)

- ①法廷通訳はいつから運用開始されたか。
- ②裁判所では、通訳人を職員として採用していく考えはないのか。 (説明者)
 - ①刑事手続の通訳に関しては、刑事訴訟法に以前から規定がある。
 - ②現状、通訳人を職員として採用する枠組みは設けられていない。
- 5 次回(第44回)開催について
 - (1) 日時 令和6年7月18日(木)午後1時15分
 - (2) テーマ追って定める。
- 6 閉会